	第7回　定例総会議事録
1．日　時	令和3年10月11日（月）午後3時15分招集
2．場　所	旧荷揚町小学校体育館　ミーティングルーム
3．出席委員 14名	1番　朝来野　清　　2番　阿部　清　　3番　大野　功二 4番　平山　孝行　　5番　得丸　芳昭　　6番　齊藤　耕一 7番　秋吉　和行　　8番　加藤　隆生　　9番　齊木　清範 10番　長尾　栄作　　11番　脇　文夫　　12番　筒井　昌一 13番　二宮　ナミ子　14番　中園　公雄
４．欠席委員 なし	
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第7回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第7回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に8番の加藤委員さん、14番の中園委員さん、書記は事務局の今田さんにお願します。 まず、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南東に約１km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において肥培管理を行い、隣接する自己所有農地と一体利用する予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約67a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番については、申請地が稙田地区と野津原地区とありますので、稙田地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです現地調査報告です。申請地の下宗方は大分県立新生支援学校より北に約450m、福宗は野津原市民センターより北西に約2.3km の距離に位置した農地であり、現地の下宗方451番4、451番7は全体的に保全管理されており、一部にナスが植えられていました。また福宗831番はカキ、ミカンが植え

	られていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の下宗方においては野菜、福宗においてはカキを栽培予定であり、農機具は耕運機、乗用草刈機を各1台、刈払機を2台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約51a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東に約2.1km の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約76a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より南西に約1.2km の距離に位

	置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台、乾燥機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約90a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立佐賀関中学校より南西に約2.5km の距離に位置した農地であり、現地の679番１・679番2合併は保全管理されており、その他は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において679番1・679番2合併では露地野菜、その他は水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約33a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ　農地法第3条許可処分の取消願　1番については事務

	局から報告してください。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。令和3年8月11日の定例総会において3条許可をしましが、その後、新規就農者である譲受人が予定していた県の補助金を受けることができず、営農が困難となった為ため、譲受人と譲渡人との連名で、3条許可処分の取消願が出されました。 地区審議会で審議していただいたところ、取消相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ5ページ　農地法第4条許可申請　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田小学校の西約1.1km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議

	会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分南高等学校の北西約1.7km に位置する農地であり、現地は既に貸事業用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、貸事業用地として利用するものであるが、既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ6ページ　農地法第5条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立稙田小学校の南西約1.7km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校の南東約180mに位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ7ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分南高等学校の北西約1.7km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校の北西約1.4km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、宗教法人が寺院の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、取消願については許可取消することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 次に、8ページ　第2号議案　農地競売・公売買受適格証明願について審議します。1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審

	議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	1番から4番まで譲受人は異なりますが、申請地はすべて同じですので続けて報告します。 まず1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立植田西中学校より南に約250mの距離に位置した農地であり、現地は腰高程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、田植機、動力噴霧器、ユンボ、２ｔダンプを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約111a となります。 次に2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告は1番と同様です。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において野菜を栽培する予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約124a となります。 次に3番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告は1番と同様です。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてレモン、イモを栽培する予定です。農機具は耕運機、ハンマーナイフを各1台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は九重町農業委員会の耕作証明面積と併せて約43a となります。 最後に4番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告は1番と同様です。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各2台、軽トラックを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約218a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は証明の発行を承認することとします。 次の、10ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請の審議については、再設定ですので説明は事務局からお願いします。
事務局	10ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。使用貸借権の期間を1年から3年に変更しての再設定となっています。次に11ページ1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在と同内容での再設定となっています。それぞれの案件について地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、12ページ　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番　基盤強化法での所有権移転について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、白木浜簡易郵便局より南西へ約600m の距離に位置した農地であり、現地は果樹や露地野菜が栽培されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地ではカキ、ビワ等の果樹やナス、サトイモ等の露地野菜を栽培します。農機具は草刈機を4台、ミニ耕運機を2台所有しています。所有権移転後の経営面積は利用権（再設定）同時申請分と併せて約10a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、13ページ　利用権設定　1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより北へ約1.9km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲、麦を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター3台、播種機を2台、コンバイン、田植機、ハロー、アゼローターを各1台所有しています。利用権設

	定後の経営面積は約78a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ14ページ　1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流ひろばより南西へ約500m の距離に位置した農地であり、現地は温州ミカン等が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではミカン類を栽培予定です。農機具はクローク運搬車を2台、動力噴霧器、草刈機、アシスト、選別機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約57a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ15ページ　2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立高田小学校より南西へ約700m の距離に位

	置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、草刈機を2台、移植機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は公告中の経営面積と併せて約220a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の3032-1は大分市立川添小学校より南西へ約１km、3204-2、3204-3は同小学校より南西へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約187a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次の16ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願い

	します。
事務局	16ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。賃借権を現在の3年間から10年間に期間を拡大しての再設定です。 続いて2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利、賃借料など現在と同内容での再設定です。 次に3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利、賃借料は現在と同様で、期間が現在の2年間から1年間に変更しての再設定です。 次は17ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。使用貸借権をこれまで3年間でしたが10年間に拡大しての再設定です。 続いて18ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。賃借権をこれまでの4年間から5年間に変更しての再設定です。 それぞれの案件を各地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第4号議案について採決します 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 それでは次に、19ページ　第5号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行い

	ます。説明は事務局からお願いします。
事務局	19ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は田ノ口地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜、ブルーベリー、桑の栽培をする認定農業者で、申請地は水田として利用する計画です。契約成立後の経営面積は約168a となります。 続いて2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は桑本地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にオオバ、水稲を栽培する農業者で、申請地では水稲の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約427a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は承認します。 それでは次に、20ページ　第6号議案　非農地証明願　1番について、事務局より報告してください。

事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は平成8年10月頃より旧野津原町の町営住宅用地として宅地化したとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより東へ約950mに位置した農地であり、現地は宅地化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ21ページ　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は平成18年頃より耕作放棄により原野化したとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分南高等学校より北西へ約1.7km に位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ22ページ　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は昭和41年頃より耕作放棄により原野化したとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北東へ約1.6km に位置した農地であり、現地は原野化していました。

	地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案につい採決します。 第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。 次に、23ページ　第7号議案　空き家に付属した農地指定　1番について、野津原地区の委員さんは現地の状況と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地の状況です。申請地は、大分市立野津原中学校より南に約700mの距離に位置した農地であり、現地は一定の管理が行われているものの耕作の用に供されておらず、また今後、花園在住の所有者による維持管理も見込めない状態でした。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく指定相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、7号議案について採決します。 第7号議案について、指定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第7号議案は空き家に付属した農地に指定します。 次の24ページからは　第8号議案　報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	まず24ページです。農地法第3条許可申請委員会処分の報告で、競売の案件です。買受適格証明書を交付した方のうち、9月28日に開札があり、落札されたかたに3条の許可書を交付したことについての報告です。 続いて25ページ、26ページは農地法第3条の３届出で、相続により農地を取得したという届出が合計で6件でています。 次に27ページ、28ページは農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内において農地の所有者が転用した届出が合計で11件出ています。 次は29ページから33ページは農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が合計で58件出ています。 続いて３４ページです。農地法第5条第1項第7号の取消願についてで、権利移動を伴う転用の届出の取消願が1件出ています。 次は35ページです。農地について条件付権利の仮登記について法務局より報告があった案件で、記載の農地に対し仮登記が設定されたという報告です。こちらの案件は議案作成後に空き家に付属した農地指定の申請がありましたので、今後また審議していただくことになるかと思います。 最後は36ページから38ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についてで、無線基地局設置工事のための事業計画書が4件出ています。報告は以上です。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
委員一同	特にありません。
議長	その他で何かありませんか。 なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。これで第7回定例総会を閉会します。